昭和三十七年総理府令第四十六号 指定射撃場の指定に関する内閣府令

ように定める。 づき、指定射撃場の指定に関する総理府令を変 砲刀剣類等所持取締法第九条の二の規定は

(指定射撃場の位置及び構造設備の基準)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三 定める指定射撃場の位置及び構造設備の基 第一項に規定する銃砲の種類ごとに内閣府へ 法律第六号。以下「法」という。)第九条の 次条から第五条までに定めるとおりとす

(射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種

第二条

射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場

|空気銃||空気銃(覆(弾道の全体が

の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 て射撃を行う施設) ライフル射撃場(ライフル銃若しくは空気 散弾銃射撃場(散弾銃を用いて散弾によつ 射擊場

射撃を行う施設) は散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて 銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しく 拳銃射撃場(拳銃を用いて射撃を行う施

空気銃射撃場(空気銃を用いて射撃を行う

(指定射撃場の種類ごとの区分)

第三条 前条各号に掲げる種類の指定射撃場は、 それぞれ次表のとおり区分する。

散弾銃トラツプ射(トラツプ射撃を行う施設) 種類 射擊場 撃場 区分 散弾銃 撃場 スキ (移(移動標的(地上を移動する - 射(スキート射撃を行う施設)

撃(覆道式) É 撃場 動標的) (バツフル|での間に、弾丸が射撃場外 1 イ フ ル|(射座からバツクストツプま 射擊場 フ 射おおわれているもの 射標的をいう。別表第三のご |に飛散することを防ぐため の障壁が設けられているも において同じ。)の射撃を行 (弾道の全体が射屋によつ) う施設)

場 ル

射

イ

É	基準	行で	<i>(</i>)	二年			次の	に基		
						射擊場	けん銃け			
		射撃場	ツフル式) での間に、	けん銃(バ	場	道式)射撃	けん銃 (覆(撃場	(自然式)射	ライフル
	の障壁が設けられているも	に飛散することを防ぐため	での間に、弾丸が射撃場外	(バ (射座からバツクストツプま		射撃おおわれているもの)	(弾道の全体が射屋によつて		射のもの)	(覆道式及びバツフル式以外

旦.										~~	鈗										~*	鈗			
皇こ関する基準)	場	然式)射	空気銃(射擊場	ツフル式)	空気銃(バ	場	道式)射	空気銃(場	然式)射	けん銃(射擊場	ツフル式)	けん銃(場	道式)射	けん銃	撃場	(自然式)	ライフ
4年)		射撃のもの)	(自(覆道式及びバツフル式以外	0)	の障壁が設けられているも	に飛散することを防ぐため) での間に、弾丸が射撃場外	バ(射座からバツクストツプま		射撃おおわれているもの)	(覆(弾道の全体が射屋によつて		射撃のもの)	(自(覆道式及びバツフル式以外	0)	の障壁が設けられているも	に飛散することを防ぐため) での間に、弾丸が射撃場外	バ(射座からバツクストツプま		射撃おおわれているもの)	(覆(弾道の全体が射屋によつて		射のもの)	ル(覆道式及びバツラル式以外
						射撃場	拳銃(覆道式)						場	然式)射撃	ライフル(自	射撃場	ッフル式)	ライフル(バ							
の	その他のも	るもの	を使用す	拳銃のみ	り打ちの	十二 の へ	公称口径二		の	その他のも	るもの	を使用す	気銃のみ	銃又は空	ライフル	打	十二 の へ	公称口径二		の	その他のも	るもの	を使用す	気銃のみ	舒又に空
í	=				F	k	十五	 -	١.	五十						F	٦.	十五	DI.	1	<u>-</u>				

についての基準は、次の各号に掲げるとおりと (位置に関する基準) 前条に定める区分による各射撃場の位置

第四条

を有していること。 敷地に対し、それぞれ次表下欄に掲げる距離 穏を保持することが必要と認められる施設の の外縁から学校、病院、人家その他周囲の静 次表上欄に掲げる射撃場にあつては、射座

場道之式	フレー	$\overline{}$	散弾銃(移動	場	スキート射撃	場	トラップ射撃	射撃場
フリナオ	公弥コ圣二							距離
- 上ト3 ル; 以	十五メー				上	トル以	五十メー	

銃又は 空 トル以 五メー トル以 トル以 五メー 十五メ

拳 銃 拳銃 空気銃(自然 空気銃(バッ 撃場 式)射擊場 フル式) 射擊場 ル 式 (自然式 (バッ 射 射 墼 その他の を 拳 銃 の り打ちの るもの 0) 0 すみの 三メー 十五メー 五十メー ル以上 トル以 トル以 以上 上 1 十五メ

つては、別表第一に掲げる区域内に人家、学式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場にあ 場、ライフル(自然式)射撃場、拳銃 トラップ射撃場、散弾銃(移動標的)射撃 病院その他人が現在する建造物又は道路 (自然

> 第一項第一号に規定する道路がないこと。 交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条 トラップ射撃場、スキート射撃場、散弾銃

を防止するために有効と認められる特別の設備 射撃場の周囲の静穏を保持し、又はその危害 域に市街地がないこと。 射座の外縁から二百メートルまでの範囲の区 場及び空気銃(自然式)射撃場にあつては、 射撃場、ライフル(自然式)射撃場、拳銃 (バッフル式) 射撃場、拳銃(自然式) 射撃 (移動標的)射撃場、ライフル (バッフル式)

又は区域とする。この場合において、都道府県かかわらず、都道府県公安委員会が定める距離 規定する距離又は区域の基準は、同項の規定に 又は自然の地物がある射撃場についての前項に ものでなければならない。 める基準と同等程度の効果を有することとなる 公安委員会が定める距離又は区域は、それが当 該設備又は自然の地物と一体となつて前項に定 (構造設備の基準)

第五条 第二条各号に掲げる射撃場の構造設備の 別表第二から第十二までに定めるとおりとす 基準は、第三条に定める区分に従い、それぞれ

(設置者の基準)

第六条 法第九条の二第一項に規定する内閣府令 う。) の基準は、当該設置者(法人の場合にあ ないものであることとする。 つて、法第五条第一項各号又は法第五条の二第 つては、その代表者)が二十五歳以上の者であ で定める設置をする者(以下「設置者」とい 一項第二号若しくは第三号のいずれにも該当し

(管理者の基準)

第六条の二 法第九条の二第一項に規定する内閣 府令で定める管理をする者(以下「管理者」と する。 いう。)の基準は、次の各号に掲げるとおりと

は第三号のいずれにも該当しないものである 項各号又は法第五条の二第二項第二号若しく 二十五歳以上の者であつて、法第五条第一

う危害の防止のために必要な知識を有してい三 射撃に関する経験を有し、かつ、射撃に伴 一 管理しようとする指定射撃場の指定に係る 種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包に関 る者であること。 し相当な知識を有している者であること。

第七条 法第九条の二第一項に規定する内閣府令 定めるとおりとする。 で定める管理方法の基準は、 (管理方法の基準) 次条及び第九条に

次の各号に掲げるとおりとする。 指定射撃場の管理方法の一般的な基準

に維持すること。 条及び第五条に規定する基準に適合するよう 当該指定射撃場の管理者が、直接にその管 当該指定射撃場の位置及び構造設備を第四

三 次に掲げる者には、射撃をさせないこと。 理にあたること。

所持する者 法第三条第一項の規定に違反して銃砲を

する実包によつて射撃を行おうとする者 十九号)第二十一条の規定に違反して所持火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四 酒気を帯びている者

せないこと。 は実包以外の銃砲又は実包によつて射撃をさ 当該指定射撃場の指定に係る射撃の方法以 当該指定射撃場の指定に係る種類の銃砲又

六 当該指定射撃場において射撃を行う者があ 外の方法による射撃をさせないこと。 害の防止のため必要な注意又は指導を行うこ 位置し、射撃を行う者に対し、射撃に伴う危 る場合は、管理者又は従業者が射座の付近に

い箇所に掲示すること。 次に掲げる事項を当該指定射撃場の見やす

イ 射撃場である旨の表示 当該指定射撃場の指定に係る銃砲及び実 都道府県公安委員会の指定を受けた指定

包の種類 当該指定射撃場の指定に係る射撃の方法

射撃に関し事故が発生した場合において 射撃に関する事故を防止するため必要な

(変更の届出)

指定射撃場の管理方法の基準は、次の各号に掲え入条 第三条の区分による射撃場ごとに必要な 地を管轄する警察署長(以下「所轄警察署は、速やかにその旨を当該指定射撃場の所在 るとおりとする。 長」という。)に通報すること。

る危険を防止するため、バックストップ内の 廃弾を常に除去すること。 (バッフル式) 射撃場にあつては、跳弾によ ライフル(バッフル式)射撃場及び拳銃

> 二 ライフル (自然式) 射撃場及び拳銃 (自然 式)射撃場以外の射撃場にあつては、徹甲弾 を使用させないこと。

三 空気銃射撃場にあつては、必要以上に高い 圧力による射撃をさせないこと。

(申請の手続)

に掲げる書類を添付した別記様式第一号の指定第十条 法第九条の二第一項の申請は、次の各号 射撃場の指定申請書を、所轄警察署長を経由し 員会に提出して行うものとする。 て、射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委

射撃場の位置及び構造設備を明らかにした

射撃場の付近の見取図

兀 三 おける射撃の方法を記載した書類 使用する標的、射撃を行う方向等射撃場に 射撃場の管理方法の概要を記載した書類

Ŧi. 書 国籍等)を記載したものに限る。)及び履歴 あつては、同法第三十条の四十五に規定する (住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十 射撃場の設置者及び管理者の住民票の写し 号)第七条第五号に掲げる事項(外国人に

六 主たる従業者の氏名及び年齢を記載した 書類

(指定) 七 期間を定めて指定を受けようとする場合に あつては、その期間及び理由を記載した書類

式第二号の指定通知書を申請者に交付して行な第十一条 法第九条の二第一項の指定は、別記様 うものとする。

第十二条 都道府県公安委員会は、期間を定めて ができる。 合においては、期間を定めて指定を行なうこと 指定射撃場の指定を受けようとする者がある場

第十三条 指定射撃場を設置し、又は管理する者 委員会に提出しなければならない。 を含む。)の記載事項に変更を生じた場合にお は、第十条の指定射撃場指定申請書(添付書類 速やかに所轄警察署長を経由して都道府県公安 いては、別記様式第三号の記載事項変更届を、 (指定の解除)

第十四条 法第九条の二第二項の規定に基づく指 定解除通知書を、当該指定射撃場を設置し、 定射撃場の指定の解除は、別記様式第四号の指 は管理する者に交付して行うものとする。 又

抄

1 号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から を改正する法律(昭和三十七年法律第七十二 施行する。 この府令は、銃砲刀剣類等所持取締法の一部

第三一号) 則 (昭和四〇年六月一五日総理府令

の施行の日(昭和四十年七月十五日)から施行 を改正する法律(昭和四十年法律第四十七号) この府令は、銃砲刀剣類等所持取締法の一部

第二六号 則 (昭和五五年六月二一日総理府令

この府令は、公布の日から施行する。

令第五七号)

号)の施行の日(昭和五十五年十一月二十一を改正する法律(昭和五十五年法律第五十五

則 (昭和六〇年一二月一六日総理府

場は、改正後の同条に規定する散弾銃射撃場と 定するクレー射撃場として指定されている射撃

基準については、改正後の第八条の規定にかか定されている射撃場に係る管理方法の一般的な わらず、 なお従前の例による。

(平成六年三月四日総理府令第九

この府令は、平成六年四月一日から施行す

れらの府令に規定する様式による書面とみな面については、当分の間、それぞれ改正後のこ 及び警備業法施行規則に規定する様式による書

第二号)

2

則 (昭和五五年一一月一四日総理府

日)から施行する。 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部

令第四三号)

2 この府令の施行の際現に改正前の第二条に規 して指定されている射撃場とみなす。 この府令は、公布の日から施行する。

3 みなす。 条に規定する散弾銃射撃場の指定に係る申請と クレー射撃場の指定に係る申請は、改正後の同 に対してされている改正前の第二条に規定する この府令の施行の際現に都道府県公安委員会

4 この府令の施行の際現に指定射撃場として指

号

| 2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取 1 る。 理府令、自動車安全運転センター法施行規則、 類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総 施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指 締法施行規則、遺失物法施行規則、道路交通法 定射撃場の指定に関する総理府令、猟銃用火薬

> 則 (平成一一年一月一一日総理府令

施行期日

(経過措置) この府令は、 公布の日から施行する

代えて、署名することができる。 分の間、なおこれを使用することができる。こ する総理府令に規定する様式にかかわらず、当規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関 運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の 総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、 施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法等に関する総理府令に規定する様式による書面 質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業 締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類 の場合には、氏名を記載し及び押印することに 法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出 する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受 運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関 け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物 に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する この府令による改正前の銃砲刀剣類所持 輸

第八九号) 抄附 則 (平成 則 (平成一二年八月一四日総理府令

(施行期日)

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日(平この府令は、内閣法の一部を改正する法律

附 則 (平成二一年一一月一八日内閣府 令第六八号) 抄

(施行期日)

を改正する法律の施行の日(平成二十一年十二 月四日。以下「施行日」という。)から施行す この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部

第三九号) (平成二四年六月一八日内閣府令

(施行期日)

第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法 離脱した者等の出入国管理に関する特例法の 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令

十九号。以下「改正法」という。)の施行の日 部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七 (平成二十四年七月九日) から施行する。 (経過措置)

第四条 この府令の施行の日前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ 則 (令和元年六月二一日内閣府令第

一二号)

1 (施行期日) この府令は、 令和元年七月一日から施行す

搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素 全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運 け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安 する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受 運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関 締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取

|第二条 この府令による改正前の様式(次項にお 2 様式によるものとみなす。 る書類は、当分の間、この府令による改正後の いて「旧様式」という。)により使用されてい (経過措置) 式 自 空気銃下

れを取り繕って使用することができる。 旧様式による用紙については、当分の間、 則 (令和三年三月一二日内閣府令第

九号) 附

この府令は、 公布の日から施行する。

(移動 ||式)射||乙の区域 けん銃大到達距離としてA、 然式)A、C、をそれぞれ扇形 ABCル(自AC、A、B、及び域は、危 標的) ||射撃場||使用する実包の最||扇 ライフ下図に示す 射撃場 別表第一 射擊場 射撃AC、A、B、及びラツ下図に示すAB、 区域 及び乙の区域 して求められる甲C, 一〇〇メートルと C、をそれぞれ ΑB ACDEE' AB. ΒŲ \supset Þ, C(危険区域 Ų ΒŲ 形乙区域 C(甲区域 る点 射撃線の する弧 長線 を半径と は A′B′ を A 又はA′ Š 線の中心 Ą I の 前 中心と 端を結 と 外 険 撃 線 AB 又 区場の 側 \mathcal{O} σ わの域 が X 射座 区分 別表第一 トラツプ

構造設備

射擊場

係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に

等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に 等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類

施行規則、

等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法

風俗営業等の規制及び業務の適正化

関する内閣府令に規定する様式による書面につ

薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火いては、この府令による改正後の銃砲刀剣類所

(平 斯 図)

跳弾を起こすおそれのないものであるこ

固定標的及びその保持枠は、危険

に置かれていること。

び乙の区域て求められる甲及 五〇メートルと 図に示す AB をそれぞれ 及 両端の射台の前端線の中心

> 有する材質のものでできていること。 の土層又はこれらと同等程度の耐弾性を クリート、厚さ五十センチメートル以上

A' B'

A, A' 向端の射音の間端線の中心 AB, A'B' 射撃線の両端を結ぶ線の延長線 C, C' は A'B と中心とし、AB 又は A'B' を半径とする弧が射撃 あの危険区域外側の線と交わ る点 ACDEE'D'C'A' の区域は、危険区域 開形ABC 甲 区 域 顕形A'B'C' 乙 区 域

じ高さであること。

えん体の上端は、

射台とおおむね

に標的をいう。以下この表、

試射として固定標的

(地上に固定 次表及び

地を保有すること。

別図に示す範囲の危険区域を包む敷

発射弾による危害を防止するため

的固 地敷 有 保 定標 有 地敷

定標的から当該射台までの距離が十五メ放出する範囲の区域内において、その固

トル以上五十メートル以下である位

該射撃を行うための射台に係るクレー 射撃場にあつては、その固定標的は、当 表第三の二において同じ。)の射撃を行う

を

出器) |部分が厚さ五センチメートル以上のコン るえん体は、弾丸の当たるおそれのある を超えないものであること。 長線を中心として左右それぞれ四十五度トラツプの位置の中心とを結ぶ線)の延を行うものにあつては、射撃線の中心と 心とトラツプの位置の中心とを結ぶ線 一個のトラツプで二以上の射台から射撃 クレーを放出する範囲は、射台の中 トラツプを操作する者のために設け

第一条 この府令は、

公布の日から施行する。

(施行期日)

第八五号)

則

(令和二年一二月二八日内閣府令

化に関する内閣府令に規定する様式にかかわら 掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性 化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所 書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正 正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適 元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備 の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位 車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等 譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動 定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、

当分の間、

なおこれ

を使用することができ

通過する部分に、

電線等の架設物がな

照

危険区域のうち発射弾がひんぱんに

端とトラツプの位置の中心とを結ぶ線

射撃線が弧状であるときは、その両 射台は、おおむね水平であること。

なす角度が五十度以下であること。

トラツプから射撃線までの距離は、

の中心間隔は、二・二メートル以上であ

射台の位置が明確に表示されている

を有することとなるものでなければなら なつて一に定める基準と同等程度の効果 それが当該設備又は自然の地物と一体と 道府県公安委員会が定める危険区域は、

センチメートル以上であつて、

各射

区域とすること。この場合において、都らず、都道府県公安委員会が定める危険

る危険区域の基準は、一の規定にかかわ 地物がある射撃場についての一に規定す 有効と認められる特別の設備又は自然

射台は、幅及び長さがそれぞれ九 射撃線が明確であること

ること。

(ク)おおむね五メートル以上十五メートル以

他のそ 設明照

明設備があること。 夜間使用する射撃場にあつては、

他のそ 設けて危険である旨の表示がしてあるこ るおそれのない位置にあること。 照明設備は、弾丸によつて破損さ 射撃場の周囲には、 さく、 い等を

レー

放

下であること。

・ラッ

見学者席は、 射座の後方であること。

装弾の調整を行なう場所があること。 銃の手入れ場所があること

別表第2の別図 (平面図

4		
射区之座 分	キ 表 他 れ 撃 形 E E C C	A
四ることが射図射射輪が開始がある。	陽 百の叉	
四 射台は、おること。 の	また域 な険は危すA使射射 m 達平ト に返域図 に変数のでのででであれている。 を用撃撃をあれている。 を見り、しては、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	
おおおと及確	ない区域のする ない区域のする ないのす。 ないので、 ないのでで、 ないのでで、 ないのでで、 ないのでで、 ないでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	対対
明確 である である	下ラツプの位置 本い区域とする。 ない区域とする。 ない区域とする。 ない区域とする。 ない区域とする。	前端
おむね水平であること。 「が明確に表示されています。」とおりであること。 「か明確に表示されています。」というであること。	位置 (C 点及び (C 点及び を包括 する。	端 線 の
に置が明確に表示されていまとおりであること。 に置が明確に表示されていまとおりであること。	- - , り 半 運 の D · ・ 最	か 中 心
<u>と</u> い む 他 そ		
	. 地	保 固 出 (ツト 器 放 レプラ アッラト 有 標 の プッラト
	・ か に 三 ろ 淮 鉄 ろ に 完 に 相 鉄 に 二 ね	·
一 夜間使用する射響場の再別にいること。二 銃の手入れ場所があること。	は、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	一 トラップの位置は、おおむね別図一に示すとおりであること。 はるえん体は、弾丸の当たるおそけるえん体は、弾丸の当たるおそけるえん体は、弾丸の当たるおそけるが厚さ一・五ミリメート上の鉄板(日本産業規格G三一〇一般構造用圧延鋼材二種。以下各おいて同じ。)又はこれと同等程度おいて同じ。)又はこれと同等程度おいて同じ。)又はこれと同等程度おいて同じ。)又はこれと同等程度おいて同じ。)可に示すとおりであること。 一 試射として固定標的の射撃をおおむね別図一に示すとおりであること。 一 試射として固定標的の射撃をおおむね別図一に示すとおりであること。 一 試射として固定標的の射撃をおおむね別図一に示すとおりであること。 こと。
手 危場れ設が使 入 険のの 備あ用	[°る区な程と域、険ら危が認弾保 部域け度一は都区ず険あめに有 ・ 分のれの体、道域、スストナ	別図三に示す範囲の危険区域 別図三に示すを知りであること。 一に示すとおりであること。 たうツプの位置は、おおむないできてに。)又はこれと同等程度 で同じ。)又はこれと同等程度 で同じ。)又はこれと同等程度 で同じ。)又はこれと同等程度 で同じ。)又はこれと同等程度 で同じ。)と。 一に示すとおりであること が厚さ一・五ミリメート 鉄板(日本産業規格G三一〇 大力レー放出口 こと。 できて できて できて が関図一に示すとおりであ は、おおむな別図一に示すとおりできて が現の一に示すとおりであること。 が関立に示すとおりできて が関立に示すとおりであること。 が関立に示すとおりできて が関立に示すとおりである。 が関立に示すとおりできて が知り回に示すとおりである。 が関立に示すとおりでものないものと。
れ場所があること。 したいない位置には、 である旨の がある旨の	分のれの体、道域をおいる がはというでは、 がはないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないでする。 ではないではないです。 ではないではないです。 ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	 一次の位置は、おりであることを操作する方向とはなりであることが異れてする方向で対質のものでしては、固定標のものでしては、固定標のものでした。 一に示すとおりであることを表がそれの保持のものでは、
か	【 電発りをつが公る府基場特害と 線射な有て当安こ県準に別を 等弾いす一該委と公はつの防	す範囲のの た。 は、、固定標 に示すとであることと であることであることであることであることである。 ので、 は、、固定標 に示すとでであることである。 ので、 は、、 は、、 は、、 は、、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
物があること。 のる旨の表示がしてある。 のる旨の表示がしてある。	のが、ここに備会に表している。 ここに 備会に 一口 は 一口	で表対して固定標的の射撃を行うして固定標的の射撃を行うして固定標的の射撃を行うして固定標的の射撃を行うして固定標的の射撃を行うして固定標的の射撃を行うして固定標的の射撃を行うして固定標的の射撃を行うして固定標的の射撃を行うして固定標的の対撃を行うして固定標的の対撃を行うして対、固定標的の対撃を行うして対、固定標的の対撃を行うして対して対した。 まおむ 別図二に示すとおりであること おりであること おりであること が 関の した いる は いる が 関の した が 関の した が 関の した が 関い における クレー 放出 の できている が 関の した が 関い に が 関い に が 関い に が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が が が が が が が が が
していいいでは、	設ん とめ入かの貝のの入る : 物ぱ とるは定場会規一はた がん な基自め合が定に自め	険 い枠 り的射 す放 で等以三メるのるは、。おい を は、 と で き程 を 子 ー ト そ め に と お む ね り で 危 し の で た の で た の で た の で た の で た の で た の で た の で た の で た の で 構 る 耐 に 、 以 の 設 む 図
	EEC F E	別
のた当内形 のた当内形 間め該部H 間か	間か	表 第 3 の レ m レ =
離の射で C が射撃あ B 1 台をつ D G	E	別。日。一
固出右	出左射か右か左	98 1 23 学者 の調 席 期
[方側撃 ら側 ら側 向ト限 5ト 5ト m ラ W ツ プ 標 下プ 下プ	中心 (平面図 単位: m) (平面図 単位: m) (平面図 単位: m) (平面図 単位: m)
位 プ 置	かに示しては、無しっきる性をのような「	を を を を を を を を を を を を を を
ら の ク	からのク (高さ)	() () () () () () () () () ()
	レ い 射 射	(後方である) (ある) (ある)
か	の	
	•	別 表 第 3 の
		3 0 位ト
/		別図、別図図2 台線財第第のB
/		マー (正面図) (平面図) (T面図)
-/	1	(平面図) (正面図 (正面図 (正面図 (正面図 (正面図 (正面図 (正面図 (正面図
	a	2 (平面図) (野面図 (野面図 (野面図 (野面図 (野面図 (野面図 (野面図 (野面図
H	i i	AB クレーを放出する方向 断面
		8 み 男 中 め 2
<u> </u>		<u>射直7 心るm</u>

										5	
プトクバ ツスツ	体 え 等 ん	標 固的 定	標移的動	る 面 の ま 標 」 地 で 的		射区座分	散 別 円 弾 表 货 銃 第 E	半 半 円	A K G	Е В	A
バ 標 に の (石 れ ツ 的 お あ 畑 の	二でとさ体一門き同一は	弾ニ示場一に まんしん	の二示ーなっす。	弾射 を 起線	四と三セニン	浩		H H G		F	
ツクストツプ がの後方の位 がいて同じ。) がのを含ま	二 標的の台車できていること。と同等程度の耐能と同等程度の耐能と同等程度の耐能	を起こすおそしては、は、まりであっては、	ハ移と移 も動お動	弾を起こすおそれ 対撃線から標的ま	四 射台は、 三 射台の位 と。	射撃線が記録備	(移 の 上 K	I I 及			
ト方同を他の	的の台上と耐めの台上と耐りの台上と耐りの台上と耐りの当りの一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の	す標りてとし	の標りでいる。	すらお標		ま線 - 、が	標的	び 半			
(石塊その他の不規則な跳弾を起こすにおいて同じ。)で覆つてあること。において同じ。)で覆つてあること。のある物を含まないものに限る。以のある物を含まないものに限る。以のある物は、厚さ一メートル以上	二 標的の台車等危険な跳弾を起こできていること。と同等程度の耐弾性を有する材質のと同等程度の耐弾性を有する材質のと同等程度の耐弾性を有する材質のとのできていること。	弾を起こすおそれのないものであ 二 固定標的及びその保持枠は、 示すとおりであること。 場にあつては、固定標的の位置は 場にあつては、固定標的の位置は	のないものであること。 一 移動標的は危険な跳弾を示すとおりであること。	こすおそれがないものであることがら標的までの地面は、不規則	おおむね水平であること。	福 明 及 確	射	<u> </u>	使第	基ク線レ	第 8
あることである。	危 性トるる をルお者	のそこと。定標に	こと。動きない	がでの	いる 明上でも	びあり	撃場	た験区域 する半円	使用する散]	第8射台の中
こと。	な 有以その サール ない まん	い保的的のは	跳 せる	地面に	水 表 表 表 え	であること。		اح ب	弾 前	交差点	
ニメートル以上のな跳弾を起こすおものに限る。以下ものに限る。以下ものに限る。以下ものに限る。以下	険な跳弾を起こすお 者のために設けるえ おそれのある部分が を有する材質のもの を有する材質のもの	onであること。 のであること。 の位置は、別図I で が 対撃を行う射 の 対撃を行う射	を重し	がないものであること。での地面は、不規則な	不されてある	び長さがそれぞれであること。		A	の場線		心
きら以す上	を起こすお 材質のもの のもの	るために	こす お 別	不規則	れている	た れ		を必	大 の 中心		
クストツプがあること。 かる物は、厚さ一メートル以上の土層の後方の位置に、土層等でできているの後方の位置に、土層等でできているのののではでいかがあること。	す もこれ 厚れ そ	と。	弾を起こすおそれの別では、別区に] と。な	_。	+		G を 半 径 と	大到達距離		
		此 (二事)	別「	他そ	設照備明				Lam	敷地	保欠
	B		表 第 3	<u>の</u> 四 三 二 て 一	お二設一	る三も	基又員	こ道区	が効ち	世を保有・発	<u>有</u> 一
	G			見ります。現代の別である。現代の別である。	は は は に に に に に に に に に に に に に	る部分に、電線等の架設制 一 危険区域のうち発射 ものでなければならない。	平自然気	こと。この場合においてこと。この場合において近病県公安委員会が定め区域の基準は、一の規定	がある射	発有する	別図
	ļ		の影	見学者席は、装弾の調整が続の手入れ場のである旨の	大き		等のは	この安準は	繋られ	射弾によっすること。	に
н	į	/		は、を場れる一番を	 	電線等	性物を	一つの受け、	るにつれる特	による危こと。	示す範
	E F		平面	、 射 室 が が あ が あ が あ が あ が あ る に る に る に る に る に る に る に る ら る ら る ら	に弾 射撃	の架発	効一体域	おがかった。おかかり	いての	危 害	囲の
	\ /		図	学者席は、射莝の後方でな弾の調整を行う場所があること。である旨の表示がしてあるであること。	は、弾丸によつと。	設射い。	をすな	て、るに	の設一備	を 防	危険
	20. 25. 25.			後方でなること。	とってあっ	がな頻	すつそ	ないて、都道府Eが定める危険区はが見定にかかわる	に又規は	止 する	区域
	C D			四 見学者席は、射莝の後方であること。三 装弾の調整を行う場所があること。二 銃の手入れ場所があること。 て危険である旨の表示がしてあること。 射撃場の周囲には さく 塀等を設	場の別別によい、 、 、 はいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	電線等の架設物がないこと。域のうち発射弾が頻繁に通ればならない。	こ一がとに当	県 璵 り	定す	るた	を 包
	A			こと。 こ。 記 け	と れ 照	線等の架設物がないこと。のうち発射弾が頻繁に通過すばならない。	基準と同等程度の効果を有することとなる又は自然の地物と一体となつて一に定める具会が定める危険区域は、それが当該設備	公安安をできる。	危 地	めに	囲の危険区域を包む敷地
			16					44 (A) (A)		1 H	1414.1
	:	射	з	射区撃	打分別		扇 弧			Α	A
		射 屋 射	ν. L	射区撃場につり	打ちのラダー		扇 弧 形 H A I				=
	:	射		射座 射座 射座 一構	打ちのライフル(覆		扇 弧形 H	A の G 任 意	台形ECD	Α	=
ミ床ハる又以壁向ロリは 材は上及かメ、ロ質こへびつ射	おイれニるプ む ぞ こま ね内れ射とで	射	ニメ さ) が射	対	打ちのライフル (注) 括弧内の (注) 括弧内の	の他の区域を今別を入ったのでは、	扇 弧形 H A I H I	A G E 意の点	台形ECDFの内	Α	=
メ 、ロ質こ のがつ射 一厚のれ四床で 下 以 も ト さ な な た エ ア ス か と と は エ ア ス か と と こ ス ア ス ア ス ア ス ア ス ア ス ア ス ア ス ア ス ア ス	おむ イ れ 不 れ 大 か 内 面 か か 本 か 本 か 本 か 本 か か か の 全 で か 全 で か 全 で か 全 で か 全 で か か か か か か	射	ニメートルニンと コンと コンドル	対座 射座 射座 射座 射座 射座 構造設備 二 射撃線	打ちのライフル (注) 括弧内の (注) 括弧内の	の他の区域を今別を入ったのでは、	扇 弧形 H A I H I	A G E 意の点	台形ECDFの内部	A B	A
厚以のれ四床て座トな外もとミけ五及	おむ イ れ 不 れ 大 か 内 面 か か 本 か 本 か 本 か 本 か か か の 全 で か 全 で か 全 で か 全 で か 全 で か か か か か か	射	ニメートル以上ご き) がー・ニメ き) がー・ニメ	対座 射座 財座 財座 財座 構造設備 工 射撃線が明さいてのものである。	打ちのライフル (注) 括弧内の (注) 括弧内の	の他の区域を今別を入ったのでは、	扇 弧形 H A I H I	A G E 意の点	台形ECDFの内部	A B	A 任意の
厚以のれ四床て座トな外もとミけ五及	おむ イ れ 不 れ 大 か 内 面 か か 本 か 本 か 本 か 本 か か か の 全 で か 全 で か 全 で か 全 で か 全 で か か か か か か	射	ニメートル以上であっさ) が一・二メート 計台は、幅(射)	射座 射座 射座 射座 射座 射座 射撃線が明確 射撃線が明確 1。	打ちのライフル (注) 括弧内の (注) 括弧内の	の他の区域を含まない区域とすがられた各射台の危険区域は、図に示すが	扇 弧形 H A I H I	A G E 意の点	台形ECDFの内部	A B 直に交わ	A 任意の射
――トル以上)の 厚さ十ミリメートル以上)の と同等程度の 四ミリメートル以上)の でできて できて のものでできて のものでできて のものでがきる の天	おむ イ れ 不 れ 大 か 内 面 か か 本 か 本 か 本 か 本 か か か の 全 で か 全 で か 全 で か 全 で か 全 で か か か か か か	射屋	ニメートル以上であることを対している)が一・二メートル以に、幅(射撃線)	射座 射座 対撃線は、おおむ	打ちのライフル銃又は空気銃のみ(注) 括弧内の数字は、公称口径ライフル(覆道式)射撃場	の他の区域を含まない区域とすがられた各射台の危険区域は、図に示すが		AG 使用する散弾の	台形ECDFの内部固定標的の位置台形ECDFの内部 移動標的を移動	AB 直に交わる線 Aを通り射台の	
ートル以上)の鉄板又以外の部分の天井、側のものでできているこれと同等程度の耐弾性 四ミリメートル以上)の鉄板と同等程度の耐弾性 四ミリメートル以上) があるこれと同等程度の耐弾性 四ミリメートル以内の天井、側	プまでの全体を覆うようにで れぞれ次の構造であること。 れぞれ次の構造であること。 おむね平滑であること。	射屋	-トル以上であること。か一・二メートル以上、が一・二メートル以上、行台は、幅(射撃線にお	対座 射座 一 射撃線は、おおむね直線 図分	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用(注) 括弧内の数字は、公称口径二十二ライフル(覆道式)射撃場	の他の区域を含まない区域とする。 られた各射台の危険区域のすべてを包括 射撃場の危険区域は、図に示す要領によ		AG 使用する散弾の最大	台形ECDFの内部 固定標的の位置台形ECDFの内部 移動標的を移動させ	AB 直に交わる線 直に交わる線	
ートル以上)の鉄板又はこ 厚さ十ミリメートル以上(のものでできていること。 のものでできていること。 のものでできていること。 四ミリメートル以上)の鉄 床は、厚さ十五ミリメート 四ミリメートル以上)の鉄 床は、厚さ十五ミリメート 四ミリメートル以上の の がらの できていること。	プまでの全体を覆うようにできてれぞれ次の構造であること。 イ 内面(弾道に対する面)は、 イ 内面(弾道に対する面)は、 おむね平滑であること。	射屋 一 射屋が、射座からバックスト いること。	長ける	対座 射座 一 射撃線は、おおむね直線であること。	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する(注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のヘライフル(覆道式)射撃場	の他の区域を含まない区域とする。 、られた各射台の危険区域のすべてを包括し、射撃場の危険区域は、図に示す要領により求		AG 使用する散弾の最大到達	台形ECDFの内部 固定標的の位置台形ECDFの内部 移動標的を移動させ	AB 直に交わる線 直に交わる線	
下ル以上	プまでの全体を覆うようにできてれぞれ次の構造であること。 れぞれ次の構造であること。 れぞれ次の構造であること。 おむね平滑であること。	射屋	長 け る 長 が 長	対座 射座 射座 射座 射座 射座 対撃線が明確であること。	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用すの注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のライフル(覆道式)射撃場	の他の区域を含まない区域とする。 られた各射台の危険区域のすべてを包括し射撃場の危険区域は、図に示す要領により		AG 使用する散弾の最大到	台形ECDFの内部固定標的の位置台形ECDFの内部 移動標的を移動さ	AB 直に交わる線 Aを通り射台の	
― トル以上)の鉄板又はこれ 「関さ十ミリメートル以上(三 のものでできていること。 のものでできていること。 のものでできていること。 四ミリメートル以上)の鉄板 四ミリメートル以上)の鉄板 には、厚さ十五ミリメートル 四ミリメートル以上のの天井、側 座及び射撃線がら射撃方向に	プまでの全体を覆うようにできてれぞれ次の構造であること。 れぞれ次の構造であること。 れぞれ次の構造であること。 おむね平滑であること。	射屋 一 射屋が、射座からバックストットること。	長 け る 長 が 長	対座 射座 一 射撃線は、おおむね直線であること。	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する(注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のヘライフル(覆道式)射撃場	の他の区域を含まない区域とする。 、られた各射台の危険区域のすべてを包括し、射撃場の危険区域は、図に示す要領により求		AG 使用する散弾の最大到達	台形ECDFの内部 固定標的の位置台形ECDFの内部 移動標的を移動させ	AB 直に交わる線 直に交わる線	
厚さ十ミリメートル以上(三アトル以上(三アトル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三スん体ア・ル以上(三スん体ア・ル以上(三スん体ア・ル以上(三ア・ル以上(三スん体ア・ル以上(三ア・ル以上(三スん体ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ル以上(三ア・ルス(三 <td>プまでの全体を覆うようにできていること。 イ 内面(弾道に対する面)は、おれぞれ次の構造であること。 おむね平滑であること。</td> <td> 射屋</td> <td>長さが長</td> <td> 対座 射座 対撃線は、おおむね直線である にの</td> <td> 打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへりライフル(覆道式)射撃場</td> <td>の他の区域を含まない区域とする。、られた各射台の危険区域のすべてを包括し、そ射撃場の危険区域は、図に示す要領により求め</td> <td> </td> <td>AG 使用する散弾の最大到達距 ル</td> <td>台形ECDFの内部 百定標的の位置 側向</td> <td>AB 直に交わる線 直に交わる線</td> <td> </td>	プまでの全体を覆うようにできていること。 イ 内面(弾道に対する面)は、おれぞれ次の構造であること。 おむね平滑であること。	射屋	長さが長	対座 射座 対撃線は、おおむね直線である にの	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへりライフル(覆道式)射撃場	の他の区域を含まない区域とする。、られた各射台の危険区域のすべてを包括し、そ射撃場の危険区域は、図に示す要領により求め		AG 使用する散弾の最大到達距 ル	台形ECDFの内部 百定標的の位置 側向	AB 直に交わる線 直に交わる線	
P	おむね平滑であること。 おむね平滑であること。 イ 内面(弾道に対する面)は、お で気銃であること。 エーニー ないも であること。 で気銃であること。 では、そ に十二 が最が震が がまでの全体を覆うようにできてい がまっては、 では、 では、 では、 では、 では、	射屋	長さが長なすに	対座 射座 対撃線は、おおむね直線である 1.	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射	の他の区域を含まない区域とする。 三 射射撃場の危険区域は、図に示す要領により求め 止する		AG 使用する散弾の最大到達距 で覆	台形ECDFの内部固定標的の位置 側路台形ECDFの内部 移動標的を移動させる範囲 向か	AB Aを通り射台の前端線と垂 もの	
P	はいもの であること。 イ 内面(弾道に対する面)は、おれぞれ次の構造であること。 二 射屋の天井、側壁及び床は、そ 二十二の を気銃の が露ります。 が露ります。 が露ります。 では、4 で	射屋が、射座からバックストッ	長さが することと ない。	財座 射座 中 一 射撃線は、おおむね直線である る構造設備 区分 構造設備 おいて、都治設備	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射	の他の区域を含まない区域とする。 三 射射撃場の危険区域は、図に示す要領により求め 止する	扇形AHI 危険区域 一	AG 離 で覆つてあいているとき	台形ECDFの内部固定標的の位置 一角形ECDFの内部 移動標的を移動させる範囲 に向かつて	AB 直に交わる線 ニ 射座及 Aを通り射台の前端線と垂 ものででき	
「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	はいもの であること。 イ 内面(弾道に対する面)は、おれぞれ次の構造であること。 二 射屋の天井、側壁及び床は、そ 二十二の を気銃の が露ります。 が露ります。 が露ります。 では、4 で	射屋が、射座からバックストッ	長さが することとなる ない。	射座 射座 射座 一 射撃線が明確であること。 おいて、都道お備と を場についてのものである。 る構造設備と	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射	の他の区域を含まない区域とする。	扇形AHI 危険区域 る部分がある 「個別日」 本る弧 等に危険な跳 「日本のより」 本に見外の	AG 使用する散弾の最大到達距 で覆つてある の任意の点 ているときは	台形ECDFの内部固定標的の位置 側壁が鉄板又は台形ECDFの内部 移動標的を移動させる範囲 向かつて三メー	AB 直に交わる線 ニー射座及び射台の前端線と垂	
「	はいもの であること。 イ 内面(弾道に対する面)は、おれぞれ次の構造であること。 二 射屋の天井、側壁及び床は、そ 二十二の を気銃の が露ります。 が露ります。 が露ります。 では、4 で	射屋が、射座からバックストッ	長さが ない。 ない。 ない。	財座 射座 中 小 射座 射座 中 射撃線が明確であること。 おいて、都道府県公 を構造設備 おいて、都道府県公	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射 備の基準は、一及び(注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり ときは、その射撃場 る特別の設備又は自身イブル(覆道式)射撃場 止上有効と認められ	の他の区域を含まない区域とする。 三 射撃場に、発えられた各射台の危険区域のすべてを包括し、そ 分を木質のもので要射撃場の危険区域は、図に示す要領により求め 止することができる	扇形AHI 危険区域 一	AG 使用する散弾の最大到達距 で覆つてあること。 では、原されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されているときは、厚されていると	台形ECDFの内部 固定標的の位置 側壁が鉄板又はコ台形ECDFの内部 移動標的を移動させる範囲 向かつて三メート		
「	はいもの)であること。 イ 内面(弾道に対する面)は、おれぞれ次の構造であること。 二 射屋の天井、側壁及び床は、そ 二 射屋の天井、側壁及び床は、そ 二十二のへり打ちのラインでは、のを使用する射をがあること。 で気銃のみを使用する射を対していないものがあること。 が露出していないものがあること。	射屋が、射座からバックストッ	長さが ない。 ない。 ない。	財座 射座 中 小 射座 射座 中 射撃線が明確であること。 おいて、都道府県公 を構造設備 おいて、都道府県公	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射 備の基準は、一及び(注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり ときは、その射撃場 る特別の設備又は自身イブル(覆道式)射撃場 止上有効と認められ	の他の区域を含まない区域とする。 三 射撃場に、発えられた各射台の危険区域のすべてを包括し、そ 分を木質のもので要射撃場の危険区域は、図に示す要領により求め 止することができる	扇形AHI 危険区域 一	AG 使用する散弾の最大到達距 で覆つてあること。 ででつなること。 ているときは、厚さ十セ	台形ECDFの内部 固定標的の位置 側壁が鉄板又はコンクリ合形ECDFの内部 移動標的を移動させる範囲 向かつて三メートル以内		
「	はいもの)であること。 イ 内面(弾道に対する面)は、おれぞれ次の構造であること。 二 射屋の天井、側壁及び床は、そ 二 射屋の天井、側壁及び床は、そ 二十二のへり打ちのラインでは、のを使用する射をがあること。 で気銃のみを使用する射を対していないものがあること。 が露出していないものがあること。	射屋が、射座からバックストッ	長さが ない。 ない。 ない。	財座 射座 財座 一 射撃線は、おおむね直線である る構造設備は、それが当該 区分 構造設備 おいて、都道府県公安委員 だけずること。これにする おいて、都道府県公安委員	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり ときは、その射撃場の射扇ライフル(覆道式)射撃場 る特別の設備又は自然の地 企上有効と認められる射扇	の他の区域を含まない区域とする。 三 射撃場に、発えられた各射台の危険区域のすべてを包括し、そ 分を木質のもので要射撃場の危険区域は、図に示す要領により求め 止することができる	扇形AHI 危険区域 一	AG 使用する散弾の最大到達距 で覆つてあること。 で覆つてあること。 ているときは、厚さ十センチ	台形ECDFの内部固定標的の位置 側壁が鉄板又はコンクリート台形ECDFの内部 移動標的を移動させる範囲 向かつて三メートル以内の天		
P	おむね平滑であること。	対屋が、射座からバックストッ	長さがない。 に定める基準と同等程度の効果	対撃線は、おおむね直線である 自然の地物と一体となつて一及び 対座 射座 一 射撃線が明確であること。	打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり ときは、その射撃場の射屋ライフル(覆道式)射撃場 る特別の設備又は自然の地 上上有効と認められる射屋	の他の区域を含まない区域とする。	扇形AHI 危険区域 一名部分があるときは、その 一切	AG 使用する散弾の最大到達距 で覆つてあること。 で覆つてあること。 ているときは、厚さ十センチ	台形ECDFの内部 固定標的の位置 側壁が鉄板又はコンクリー台形ECDFの内部 移動標的を移動させる範囲 向かつて三メートル以内の		

	の 間	j
離りあることのようにより、アルファン・アルファン・アルファン・アルファン・アルファン・アルファン・アルー・アルファン・アルアルアルアルアルアルアルアルアルアルアルアルアルアルアルアルアルアルアル	標的	一 射撃線は
での距五メートル以上三百メートル以		射座
標的ま射撃線か	射撃	構造設
; ;		についてのものである。
を有することとなるものでなり		のライフル銃又は空気銃のみを使用する
までに立		弧内の数字は、
は自然の地物と一本となつて一から		ライフル(バッフル式)射撃場
構り		別表第五
おいて、		(1)
る構造が		(2)
わらず、都道府県		A
中は、一から		3
その射撃場の		2 200
然の地物があ		
る射		
六 射撃場に発射弾による危害防止		
覆つてあること。		1
(三センチメートル以上)の木材で		別表第4の別図(側面図(断面)単位:m)
部分を厚さ十センチメートル以上		المالك
を起こすよそれ		他 二 見学者席は、射座の後方である
) 卤		の一 銃の手入れ場所があること
いう 11をは、寸区村の金板の		つっておるま
寸置の置長さ 失反スよコン		高備 二 照明設備に
を有覚を林覧のものでつきていると		情 か あ
口等を見るる		つる。目一、気目を指すっかした。
		てまざる 同等利度の
トレリ		る基準と司等呈度の
四 射屋の屋根は、厚さ十五ミリメ		る構造設備は、
		合において、
であつて、その両側端が側堤に接す		が定める構造設備とすること。この
面を基準として二・一メートル以下		にかかわらず、都道府県公安委員会
高さが射座		構造設備の基準は、一及び二の規定
の屋根		ヘックスト
いること。		別の設備又は自然の地物があるとき
トルまでの部分を覆うようにできて		防止するために有効と認められる特
方向に水平距離で少なくとも一メー		三 射撃場に、発射弾による危害を
屋の屋根は、射撃線か		及び側壁と密着していること。
		二 バックストップが、射屋の天井
射屋 射座を覆う射屋が設けてあるこ	射屋	ること。
と。		いるバックストップが
五 射台は、おおむね水平であるこ		上(一メートル以上)の
いること。		ストー 標的の後方
台の位置		できているものであること。
		車等を覆ル以上 (一メートル以
さ)が一・二メートル以上、長さが		ボア標的のために設ける施設は、厚さ三メート
三 射台は、幅(射撃線における長		ランニングランニングボア標的の台車等を覆う
-		

側堤及一 射座の両側からバックストップ ル以上(三十センチメートル以上)のフルは上(四センチメートル以上)のフルは上(四センチメートル以上)のコンフルは上(四センチメートル以上)のコンフルは上(四センチメートル以上)のコンフルは上(四センチメートル以上)のコンクトがら順五センチメートル以上の空洞コンクから順五センチメートル以上の空洞コンクから順五センチメートル以上の空洞コンクがら順五センチメートル以上の空洞コンクがら順五センチメートル以上の空洞コンクがら順五センチメートル以上の空洞コンクがら順五センチメートル以上の空洞コンクがら順五センチメートル以上の本産業規格A五四〇九、板、一号))ででする。)規格A五四〇九、板、一号))ででする。)規格A五四〇九、板、一号))ででする。)規格A五四〇九、板、一号))でですがあること。

対をいう、ソフストソプニもいのであること。側堤の弾道に対する面は、危险

三 射座からバックストップに最も 近い位置にあるバッフルを超える高 とのものであり、バックストップの上 さのものであり、バックストップに とのものであり、バックストップに は、そバッフルの上端を結ぶ線 がら五十センチメートルを超える高 は、とバックストップに より五十センチメートルを超える高 は、とバックストップに より五十センチメートップに より五十センチメートップに なのものであること。

四 射撃線から射撃方向に向かつて四 射撃線から射撃方向に向かって

第一バッフルは、別図一に示す第一ドル以上重なるようになつていめものであるときは、別図一に示すのものであるときは、別図一に示すのものであるときは、別図一に示すること。第一バッフルがよろい戸状ること。

然の地物と一体となつて一から十ま構造設備は、それが当該設備又は自

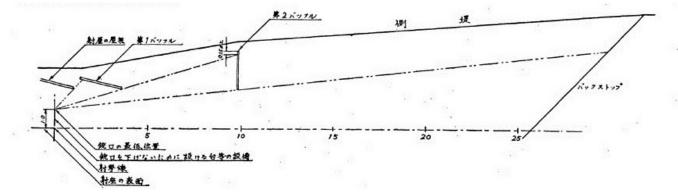
でに定める基準と同等程度の効果を

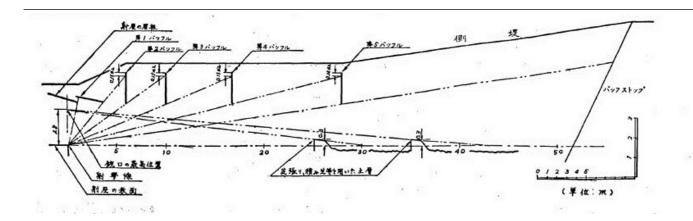
では立射における銃口の位置とその 東用射撃場」という。)で、別図三 専用射撃場」という。)で、別図三 に示す要領によつて設けられた第二 にデオ要領によつて設けられた第二 にデオを領によって設けられた第二 がソフルがあるものについては、こ の限りでない。

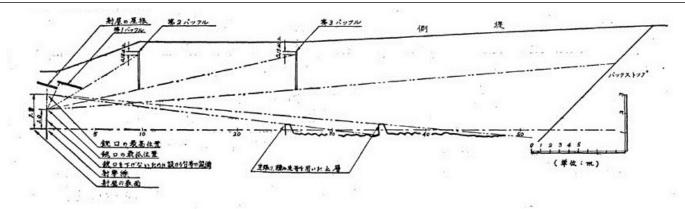
ルのほか、その距離に応じ、別図六 があるものについては、この限りで ただし、立射専用射撃場で、別図 第七バッフル等が設けてあること。 は、別図一、二及び四に示すバッフ 設けられた第三バッフルがあるもの のほかに別図五に示す要領によつて 場で、別図一及び三に示すバッフル の射撃場にあつては、別図一及び れた第四バッフル及び第五バッフル 十メートルを超える射撃場にあつて す要領により、第五バッフルが設け 十五メートルから五十メートルまで に示す要領により、第六バッフル、 については、この限りでない。 に示すバッフルのほか、別図四に示 一、三及び五に示すバッフルのほ (あること。ただし、立射専用射撃 に別図七に示す要領によつて設けら 射撃線から標的までの距離が五 射撃線から標的までの距離が

九 バッフルは、別図人に示す材質
九 バッフルは、別図人に示す材質
九 バッフルは、別図人に示す材質
九 バッフルは、別図人に示す材質
たず、都道府県公安委員会が定めるらず、都道府県公安委員会が定めるらず、都道府県公安委員会が定めるらず、都道府県公安委員会が定めるらず、都道府県公安委員会が定めるらず、都道府県公安委員会が定めるらず、都道府県公安委員会が定める

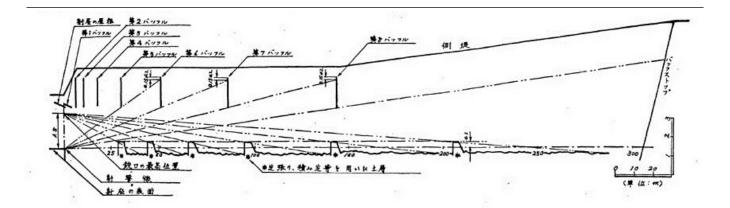
			1
ッバ ラ ガッカ ガッカ カ カ カ カ カ で で で で で で で で で で で で で	え ん 体	榜	面で標の的地主
十三し面二る層1一でルたラ構二	の で あ で あ の で あ の で あ の の で あ の の の の の の の の の の の に に の に に の の の の の の の の の の の の の	三 バックストップに近接して置かれのないもの)であること。 ていること。 で、弾丸の当たるおそれのある部分 に金属が露出していないもの(公称 口径二十二のへり打ちのライフル銃 口径二十二のへり打ちのライフル銃 のないもの)であること。	有することとなるものでなければ らない。 「おい。」 「はい。」 「は、対 に、対 に、が に、が に、が に、が に、が に、が に、が に、が
別 表 第 5 の	別表第 そのの側	他 そ の 備 照 明 設	
別 2 (側 面 図 (新 面) 単 位 m		とさニは一なをま員の気をなった。	四 バックストップには、別図十に四 バックストップには、別図十に 対撃場に、発射弾による危害を 防止するために有効と認められる特 防止するために有効と認められる特 防止するために有効と認められる特 防止するために有効と認められる特 間の設備又は自然の地物があるとき は、その射撃場に、発射弾による危害を 五 射撃場に、発射弾による危害を 五 射撃場に、発射弾による危害を 五 射撃場に、発射弾による危害を 五 射撃場に、発射弾による危害を
MR 0.R. 11 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	33.57210	*45.724	2
	1	<u> </u>	A. 1721 77°

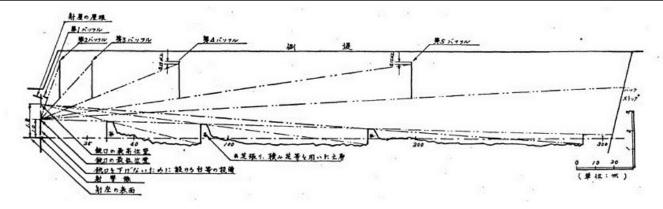


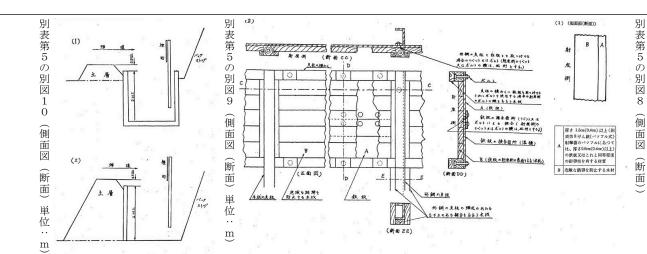




|別表第5の別図6(側面図(断面))







備考

_																	_
	の間離	標的の	線とま	射撃標										射座	区分	撃場に	
	円比	距	で	的										射座		ついて	
		あること。	五メートル以上三百メートル以下で 	射撃線から標的までの距離は、二十	と。	五 射台は、おおむね水平であるこ	いること。	四 射台の位置が明確に表示されて	二メートル以上であること。	さ)が一・二メートル以上、長さが	三 射台は、幅(射撃線における長	باحل	二 射撃線は、おおむね直線である	一 射撃線が明確であること。	構造設備	撃場についてのものである。	
Г															7	宇 信	7

1 ひさしは、厚さ3 皿以上(別表第8けん銃1 ひさしは、厚さ3 皿以上(別表第8けん銃2 上のできていること。 性を有する材質のものでできていること。 性を有する材質のものでできていること。 さないようにできていること。 カ表第六 「注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり 「注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり 「対策・大」

S 5*		1700		
	E 	230.		パックストップエリ
, F	- 1		-/	-
		, /		7007
A	†	B 13		***
		バラストップ		
/	6			
/			189	

A	弾道の上限		
В	弾丸の直撃を受ける上限	17.	
c	弾丸の直撃を受ける下限		
BD	BCの 2: の長さ		
DE	伯直根		
F	ひさしの射座側の先端	101	

で十 こ て が長 る 射り こ 弾厚銃 P D S L O N I E M I D S L O N I D S	
有保地有保地有保地有保地有保地有保地有保地有保地有保地有保地有保地有保地有保地有	面のま標地で的
標的の保持枠は、射台に対しておおむないもの、保持枠は、木製であったが厚さ三メートル以上(一ないもの)であること。であるたばに関定する危険区域の与車等を覆うこととがあるたりであること。であること。であるたりであるたりであるために設ける施設は、厚さ三メートル以上(一大の世界であるためであるためであるためであるためであるためであること。であるためであるためであるためであるためであるために、土層等でできるが定める危険区域のものであるためであるがある対撃場について、都道府県公ではとするよりに、電線等のでなけがあるためであるためであるためであるためであるためであるためであるために対しておいるに対しておいるととなるものであるに対しておいるに対しておいるととなるものであること。であるために対しておいるに対しておいるに対しておいるに対しておいるに対しておいるに対しているというに対しているととなるものであることとなっては、ために対して対して対しておいるに対しているというに対しているに対しているに対しているとに対しているとに対しているとに対しているとに対しているとに対しているとに対しているとに対しているとに対しているとに対しているとに対しているとに対していることに対しているとに対して対しているとに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対して対しているに対しているに対しないに対しているに対しているに対して対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しているに対しているに対しないのに対しないがののに対しまがに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないがののに対しているに対しているに対しないがののに対しないのに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないのに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないのには、ないのには、対しいのに対しているに対しに対しているに対しているに対しているに対しないるにはないるに対しないるに対しているに対しているにはないのにないるに対しないるにはないるには	を起こすような物がないら標的までの地面には、

対座 対座 一 射撃線が明確であること。	表第七 他の区域を含まない区 を を も た を 射 台 の た 後 区 域 と る ま な い た ん た る り た う た う た う た う た う た う た う た う た う た	A C R	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	他 設備 は、照明設備があること。 中
然の地物と一体となつて一及び二構造設備とすること。この場合にいて、都道府県公安委員会が定めいて、都道府県公安委員会が定め時造設備とすること。この場合に構造設備とすること。	は、その射撃場の射量の構造設別の設備又は自然の地物がある有効と認められる射屋に相当す射撃場に、発射弾による危害防射撃場に、発射弾による危害防射撃場に、発射弾による危害防	と同等程度の耐弾性を有する材質の ものでできていること。 ー 射座及び射撃線から射撃方向に 一 射座及び射撃線から射撃方向に のかつて三メートル以内の天井及び 側壁が鉄板又はコンクリートででき ているときは、厚さ五センチメート ル以上 (三センチメートル以上)の 木材でおおつてあること。 本 ニ以外の部分の天井、側壁、床 本 ニ以外の部分の天井、側壁、床	は 大 で で で で で で で で で で で で で	こと。
別表第八	たの照 明一 照明設備があること。	三 財撃場に が定めないでは、その が定めないでは、その が定めるがでいる。 が定めるがでいる。 が定めるができる。 が定めるができる。 が定めるができる。 が定めるができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 は、そのができる。 は、そのができる。 は、そのができる。 は、といる。 といる。 は、といる。 は、といる。 は、といる。 は、といる。 は、といる。 は、といる。 は、といる。 といる。 は、と、 は、と、 は、と、 は、と、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	に金属が露出していないものであること。 に金属が露出していないものであること。	鬼ととなるものでなければならととなるものでなければならととなるものでなければなら的は、射台に対しておおむねる位置に置かれることになつる位置に置かれることになっこと。
める構造設備は、それが当該設備又ある構造設備は、それが当該設備又	において、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合かかわらず都道府県公安委員会が定ときは、その射撃場の射屋の構造設ときは、その射撃場の射屋の構造設ときは、その射撃場の射屋の構造設とが、		射屋 射屋 一 射座をおおう射屋が設けてあること。 二 射屋の屋根は、射撃線から射撃 「対する面の先端の高さが射座の表に対する面の先端の高さが射座の表に対する面の先端の高さが射座の表に対する面の先端の高さが射座の表のかって、その両側端が側堤に接すであつて、その両側端が側堤に接するようにできていること。 「対量の屋根は、厚さ六ミリメートル以下であって、その両側端が側堤に接するようにできていること。	区分 構造設備

- 準と同等程度の効果を有することとな	=	(自然式) 身擊場	にん錺(自然式)島	三 バツクストツプに近接して置か	ì	撃線から標的までの距離が二	六 射
地物と一体				との方により、いっと、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	四の 周	うになつていること。	な
る危険区域は、それが当該設備において、都道府県公安委員会		こと。		こ金属が露出していないものである一て、弾丸の当たるおそれのある部分二 標的の保持おくは、木製であつ	びプ そ及	に十センチメートル以上図一に示す要領により、	板 笛 2
定める危険区域とすること。この場合にかかわらず、都道府県公安委員会が		一銃の手入と。	その他	: 『こうこう こうこう できまれることとな	トクツス	のものであるときは、別ること。第一バツフルが	にでき
規定する危険区域の基準は、然の比較がある多り	<u>こ</u> 打	されるおそれのない位置にあること。 肝門請何に 引うしょう 石井		一標的は、射台に対	バツ標的	メートル以上重なる要領により、射屋の	に区十一
に有効と認められる特別	<u>貝</u>	二、 照月殳備は、単丸こよって皮1は、照明設備があること。	他備	のものであること。 別表第五の別図四に示す		ハツフルは、	
二発射弾による危害	て	%にあっ	その照明記	るものとし、二十五メートルをこ		9 - ノップノカ言	あること。
地 敷地区域を包む敷地を保有する 存存者 兄妻第プの男区に方す	敷仍	7		又は土(石を含まないもの)		、第一ドソフレド投別表第五の別図一に	要頁こ
呆すー 川長寛とり川図こ		でなけれる		ル以上の部分がきわめて細か		の上方への飛散を防	おける
『ト ツ	<u> </u>	までご言うな基準 ご司等呈更つめる 員会が定める構造設備は、一からR		までり間は厚さ二十 射撃方向に向かつて		・六メー	おおむね三
バツクストツプが	委	この場合において、都道府県公安委		それのないものを除く。)は、射	面	から射撃方句に句かること	四を動
標的の後方の	٥	員会が定める構造設備とすること。		地等であつて不規則な跳弾を起こす	での	ごのう!!!!。 旦線で結んだ線の高さをこえ	とか
すような構造であること。 ここ えん体に 別表第五の	安 (規定こかかわらず、都道府県公安委権が記値の基準に一方の関する		ま射撃線から漂的までの地面(くぼ)	標的	点とバツクスト	ルの高
レドは、川長穹正るものであること	') (T	舞告受情の基準は、一 いっ切よでのに、その身撃場のハックストッフの		ない。こととだるものでたり材はたり		上端から五十センチメー	ツフル
部分が厚さ一メートル以上の土) き	は、この甘馨湯のベル・ス・ハアの別の設備又は自然の地物があるとき		らこ ごぶんののごなければ定める基準と同等程度の効果		ツプまでの側堤は、その付貨にできます。	ツ り う う え う
0)		にめに有効と認め		地物と一体となつて一から九		バソフレかソクストツ	最も丘を
一標	<u>を</u> 辺	場に、発射弾に		備は、それが当該設備又は		_{だのり} 、バノハス、ノアセンチメートルをこえる	より五
Щ				定め		各バツフルの上端を結ぶ	側堤は
その「で、単丸の当たるおそれのある部分で及り」「一く標的の保持おくだっ木製である	限を	射撃場については、この0~0才ものに入율のみ		造設備とすること。この場合におい		にあるバツフルまでにあ	近い位
)	<u> </u>	ノへ)丁らつけしたつ タメをこと たたし 夕彩		巨力		クストツプに最	三、射
置に置かれ	・ク	示す要領により、ひさ		パツフルの		構造の	のであず
的一 標的は、射	五バッ	クストツプには、別		地物があるときは、その撃場の		対する面は	二
面:				ルに相当する特別の設備又は自			ઝડ
	る :	図十に示す基準以上であ		効と認められる側堤又		一号)) でできている側	る。 九
までな跳弾を起こすような物が	表	局さは、 別		射撃場に、発射弾による危害		い(日本産業規格A五四	称
票的村撃線から票的までの地	(ること。		るようにできていること。		又は鉄筋コン	전 i し・
н	の根語	丁度をこえる急なこう記りスーツフの射座に対す		バツフルは、		EA五四〇六、基本	番月
り巨ここ。	票約	ニードップストップの寸医に寸クストップがあること。	フ	造のものであ		・ブロッ	頁のレル
* ・ 、 ~ 从 二記一 * ・ 外 撃 縛 か ら 標 的 まて	身	・トルル以上	<i>アス</i> ト、	ミトオ重及バーノツラルに		は、厚き十丘センチメーム籤のみを使用する身動	いりころつ
で と。	f	- 一標的の後方の位置に、厚さ一	、バック	ドノアンは、川長等110川引設けてあること。		充のみと使用ける対撃 (公称口径二十二のへ	射撃クリー
五射台は、おおむね水		示すような構造であること。		に示す要領により、第五バツ		チメートル以上)のコ	は上(四
ريار»	に	えん体は、別表第五の別図九		ツフルのほか、別表第五の		は厚さ八センチメートル	ツ土砂層
1-1-		きているものであること。		別表第五の別図一及び二		十センチメートル以上)	<u>ル</u> 以上
・二 二 メ	土 (分が厚さ一メートル以上の体に、引きの当力をおされ		メートルをこえる射撃		は、厚さ六十センチメートル	ħ
は	かけ	るえい本は、単れの当たるおそれ一種的を操作する者のために設	えん体	撃泉から票的までの 軍罪バツフルが設けてあるこ		ラ 切り つべ ソフストソ	支 一 あ
二射撃線は		いこと。		り、第二バツフル第三バツフル		トル以上五十メートル以下で	とでの距三
射巫 射撃線が明確であ	な射薬	_は、くき等の金属が用いられてい.		第五の別図二に示す要		に関針まての計劃に	撃惕的は

		13
射 屋 座	区 空 別 気 表 第	他 そ
屋射 座射	I -	他を設照の備明
撃線が明確であること。 学線は、おおむね直線であること。 台は、幅及び長さがそれぞれ八台は、幅及び長さがそれぞれ八台は、おおむね水平であること。 体をおおうようにできていること。 屋が射座からバツクストツプま 体をおおうようにできていること。 一トル以上の鉄板又はこれと可 下に、その部弾性を有する材質のもので だっておること。 を記められる射屋にできていること。 を記められる射屋にできていること。 を記められる射屋にあかわらず、を であること。 であること。 をここの場合において、都道所の場合において、都道府の場合において、都道府の基準は、 であること。 であること。 であること。 を記められる射屋に相当する大質のもので であること。 であること。 であること。 であること。 を言までの規定にかかわらず、都 であること。 であるときは、、 である。 でった。 でかる。 でかる。 でかる。 でか。 でか。 でか。 でかる。 でか。 でか。 でか。 でか。 でかる。 でかる。 でかる。 でか。 でっ。 でっな。 でっな。 でっな。 でっな。 でっな。 でっな。 でっな。 でっな。 でっな。 でっな。 でっ	構造設備(覆道式)射擊場	三 敷地の危険区域のうち発射弾がひ 一 夜間使用する部分に、電線等の架 ルばんに通過する部分に、電線等の架 ルるおそれのない位置にあること。 一 射撃場の周囲には、さく、へい等 を設けて危険である旨の表示がしてあること。 っこと。 ここと。 ここと。 ここと。 ここかの手入れ場所があること。 ここ
対 区 空 別 他 そ の	スクツ	プトクバ及標 ツスツび的 バ 的標
	すニツ	
の他の部分が厚さーミリメートの他の部分が厚さーミリメート 有する材質のものでできていること。	する部分が厚さ二ミリメートル以上、二、バツクストツプは、発射弾が集中ツブがあること。	一 標的の後方の位置に、バツクスト 標的の後方の位置に、バツクスト にといるととなるものでなければならない。 四・五メートル以上であること。 四・五メートル以上であること。 一 射撃線から標的までの距離は、四・五メートル以上であること。 また でかければならない。 でなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 一 標的の後方の位置に、バツクスト がりること。
フバ及側離のま標		射
屋の屋根は、厚さ一ミリメート 有する材質のものでできている 有する材質のものでできている は この場) (λ)	の た お お が 明 を お お が の 位置が 明 で 少なく 分をお お う 射 屋根は、 射 を お お う 射 屋 根 は 、 射 屋 根 は 、 射 を お お も も も も も も も も も も も も も
プトクバ及標 ツスツび的		
本の地域と 本のがは		三 側堤は、各バツフルの一三 側堤は、各バツフルの一点さのものであること。 四 別図に示す要領により、が設けてあること。 五 バツフルは、厚さ一ミガシにできていること。 ちょうにできていること。 七 射撃場に、発射弾により、 イガシを認められる側堤は、上有効と認められる間により、 に相当する特別の設備側堤は、 をバツフルは、 両側端がいるようにできていること。

別表第十二別表第十二図分構造設備区分構造設備区分構造設備区分構造設備区分構造設備区分村撃線は、おおむね直線であること。と。と。日対撃線が明確であること。と。中センチメートル以上であること。四射台の位置が明確に表示されていること。ること。のこと。	(1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	別表第11の別図 (側面図 (断面) 単位:m)	の基準は、一から三までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合においてなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 に 照明設備があること。 れるおそれのない位置にあること。 れるおそれのない位置にあること。 れるおそれのない位置にあること。 れるおそれのない位置にあること。 こ 見学者席は、射座の後方であること。 と。 こ 見学者席は、射座の後方であること。
他 設備照明 他 設備照明 こ れるおそれのない位置にあること。 たの一 射撃場の周囲には、さく、へい等を設けて危険である旨の表示がしてあること。 こ 会こと。 こ 銃の手入れ場所があること。	 物がある射撃場についての一に 物がある射撃場についての一に た険区域の基準は、一の規定 で、都道府県公安委員会が でなければならない。 でなければならない。 でなければならない。 がと一体となつて一に定める基準でなければならない。 がと一体となって一に定める基層形をでなければならない。 がと一体となって一に定める基層形をでなければならない。 られたでなければならない。 られたの他の り記載 	世にするでは、土層等ででスいるバツクストツブがあること。 型にすおそれのないようにできてクスいるバツクストツブがあること。 トツ	五 射台は、おおむね水平であ 整標的射撃線から標的までの距離は、四 整体的射撃線から標的までの距離は、四 標的射撃線から標的までの地面は、危 でと。 一 標的は、各射台に対しておお での地こと。 の地こと。 一 標的は、各射台に対しておお での地こと。 での地こと。 こ こ 票内り呆寺つくよ、た食な**
### 1 ###	任意の射台の前端線の中心		B 1

(第11条関係)	
中請者 教砲刀剣電所持等 場を指定射撃場とし	据 定 通 知 書 年 月 日 数 公女委員会 図 (取締法者9条の2第1項の規定に基づき、下記の射撃 工務をする。
a n	
湖 路	
指定曲号	
射撃器の区分	
使用できる紋砲	
使用できる実包	
射撃の方法	

|別記様式第4号(第14条関係)

		安整 理 番 号 安受 理 年 月 日
	公安委員会	記載事項変更易 年 月 股
		届出者氏名
B†	4,	柞
	所在	28
黎	射撃場の巨	9
10	指定年月 及び指定書	
変更	В	
P1 2F	Ħ	
游	付書類	
	2 居出者氏	、奈印の欄には記載しないこと。 名には、設置者又は管理者の別を併せて記載すること。 欄には、添付する書類名を記載すること。